

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの
主務省令期間(令和2年度～令和6年度)における
年度目標に定める「業務運営の効率化に関する事項」の
実施状況等に関する評価書

農林水産省

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター		
主務省令期間	令和2年度～令和6年度		

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	農林水産大臣		
法人所管部局	消費・安全局	担当課、責任者	総務課長 望月 光顕
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 蔵谷 恵大

3. 評価の実施に関する事項			
独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「FAMIC」という。)から提出のあった自己評価書を基礎として、所管部局である消費・安全局が評価を行い、評価点検部局である大臣官房広報評価課で評価の点検を行った。評価の実施に当たっては、理事長・監事・担当部門のヒアリング及び有識者からの意見聴取を実施した。			

4. その他評価に関する重要事項			
－			

様式 3-2-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 効率化評価 評価の概要

1. 全体の評定	
評定 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね主務省令期間における目標の水準を満たしている。
評定に至った理由	項目別評定は、いずれもB評定であり、法人全体の信用を失墜させる事象もなかったため、農林水産省の評価基準に基づき全体の評定をBとした。具体的な評価基準は別添1のとおり。

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	業務運営の効率化に関しては、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、創意工夫等により効率的かつ効果的に業務運営を図り、的確に業務を遂行している。 ①業務運営コストの縮減に関しては、毎年度目標額以上の一般管理費及び業務経費を削減するとともに、アウトソーシング等を実施することにより目標の水準を満たしている。具体的な取組として、電気料金の高騰に伴う大幅な経費の増加に対応するため、全役職員でこれまで以上の取組の高度化を図り、電気使用量の削減を行ったことが挙げられる。 ②人件費の削減等に関しては、給与水準を国と同水準に維持するとともに、各事業年度の人件費を前年度予算額以下とし目標の水準を満たしている。 ③調達等合理化の取組に関しては、一者応札・応募となった契約が一部見られたものの、仕様書の見直しや公告期間を十分確保するなど、期間を通じて競争性の確保に向けて不断の努力を継続している。 ④情報システムの整備及び管理に関しては、令和5年4月1日付けでPMOを設置し、PMOはPJMOに対して助言を行うなどして、情報システムの適切な整備及び管理を行っている。

3. 課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	—
その他改善事項	—
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	—

4. その他事項	
監事等からの意見	業務運営の効率化に関して、主務省令期間である令和2年度から令和6年度の5年間全体として、おおむね効果的かつ効率的に実施されているものと認める。業務運営コストの縮減については、「一般管理費で少なくとも前年度比3%以上の抑制、業務経費で少なくとも前年度比1%以上の抑制」の目標を達成し続けている。ただし、一般管理費の赤字を業務経費の抑制等により物件費トータルで収支を合わせた年もあり、このままの水準で予算が抑制されれば、行政執行法人として農林水産省から必要とされる業務を遂行することが出来なくなる可能性があるかと危惧する。この5年間を通じて、予算の効率的な執行がなされていることに鑑み、将来的には予算額に見合った業務目標の設定、セグメント間の資源（人員、予算）及び業務量の再配分、若しくは業務量を維持する場合には、運営費交付金とは別の委託費等の予算獲得が必要と考える。
その他特記事項	—

様式 3-2-3 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 効率化評価 項目別評定総括表

		年度評価					効率化評価	項目別調書No.	備考欄
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
II. 業務運営の効率化に関する事項									
	1 業務運営コストの縮減	B	B	A	B	B	B	第2－1	P.6
	2 人件費の削減等	B	B	B	B	B	B	第2－2	P.10
	3 調達等合理化の取組	B	B	B	C	B	B	第2－3	P.12
	4 情報システムの整備及び管理	－	－	B	B	B	B	第2－4	P.17

主務省令期間：令和2年度～令和6年度

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
第 2－1	業務運営コストの縮減								
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー		政策評価書：事前分析表農林水産省 行政事業レビューシート事業番号 (※R6 は予算事業 ID)	2-④ 0002	3-④ 0069	4-④ 0080	5-④ 0053	6-④ 003181 ※

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(1) 業務運営コストの縮減 (一般管理費削減率)	3%以上の抑制	前年度予算額 517,183 千円(令和元 年度予算額)	3%削減 削減額 6,918 千円	3%削減 削減額 6,757 千円	3%削減 削減額 7,187 千円	3%削減 削減額 6,957 千円	3%削減 削減額 7,136 千円	
(業務経費削減率)	1%以上の抑制	前年度予算額 783,381 千円(令和元 年度予算額)	1%削減 削減額 7,647 千円	1%削減 削減額 7,623 千円	1%削減 削減額 7,585 千円	1%削減 削減額 7,494 千円	1%削減 削減額 7,477 千円	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標（令和 2 年度～令和 6 年度）の概略	事業計画（令和 2 年度～令和 6 年度）の概略	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	各事業年度の年度目標、事業計画の詳細は別添 2 参照		○業務運営コストの縮減 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目 2（項目）×2 点（B）＝4 点 B：基準点（4）×9/10≤ 各小項目の合計点（4）< 基準点（4）×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施するとともに、節電の取組など能動的に経費の縮減を図った。		評定	B
						<評定に至った理由> 2 の小項目のうち B が 2 項目であり小項目を積み上げた項目別評定は B であったため。 ※ 小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には次のとおり。	

1 業務運営コストの縮減 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（合同庁舎維持等分担金及び消費者物価指数による影響額を除く。）については前年度比3%以上の抑制、業務経費（消費者物価指数による影響額を除く。）については前年度比1%以上の抑制をすることを目標に削減する。 【中期的な観点から参考となるべき事項】 引き続き業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費及び合同庁舎維持等分担金を除く。）及び業務経費について削減していく。	1 業務運営コストの縮減 (1) 運営費交付金を充当して行う事業について、前年度比で一般管理費（合同庁舎維持等分担金及び消費者物価指数による影響額を除く。）を3%以上、業務経費（消費者物価指数による影響額を除く。）を1%以上抑制することを目標に、(2)による業務の見直し及び効率化を進める。	＜定性的指標＞ ◇一般管理費削減率（前年度比 3%以上）の達成状況を踏まえた経費の削減状況	＜主要な業務実績＞ (1) 人件費を除く運営費交付金で行う事業については、合同庁舎維持等分担金及び特殊要因により増減する経費を除き、一般管理費については前年度比3%の削減、業務経費については前年度比1%を削減して予算配分し、検査等業務の合理化及び効率化を図ること等により一般管理費及び業務経費とも予算額の範囲内で執行し、各年度の削減目標値（対前年度比3%及び1%の抑制）を達成した。 【年度評価においてA評価とする際に考慮した取組】 ○令和4年度 光熱水料の削減のため、これまで消灯の徹底、事務機器の省エネモードの設定、分析機器の原則使用時のみ通電などに取り組んでいるが、電気料金の高騰に伴う大幅な経費の増加に対応するため、各部・各所ごとに目標を設定した上で、節電に取り組んだ。 取組に当たっては、各部・各所長に更なる節電の取組を指示し、全職員に対して協力要請を行うとともに、職員の健康に配慮し冷暖房使用の抑制など過度な取組とならないよう注意喚起を行った。 また、各部・各所での取組事例の収集及び全職員へのアンケート調査を行うとともにその結果を職員に共有し、取組の高度化を行った。加えて、過去の電気使用量や今後の料金単価等に関して調査・シミュレーションを行い、年間の使用料の見込みを示すとともに、使用実績と併せ役職員に共有し、節電の必要性について説明を行い、取組を推進した。 その結果、全役職員の更なる省エネルギーの推進、環境配慮等に向けた意識の醸成とともに、電気使用量は令和3年度に比較して、過去5年間の平均削減率0.8%を大きく上回る約7%削減した。それにより電気料金の負担増加が63,712千円（使用量が令和3年度と同じ場合）となること、53,883千円で抑えられ、結果9,829千円の節約が図られた。 (取組の事例) ・建物自動ドアの通電時間の見直し ・電気器具（冷蔵庫、電気ポットなど）の使用台数の見	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：一般管理費は各年度とも前年度比3%以上削減しており、計画における所期の目標を満たしている。 ＜各事業年度の評価結果＞ 令和2年度：B 令和3年度：B 令和4年度：A 令和5年度：B 令和6年度：B	(1) 一般管理費は前年度比3%減となっており、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
--	--	--	--	--	--

			直し ・ブラインドの使用による空調効果の向上 ・必要な照度を確保しつつ廊下等の照明の間引き・消灯 ・定時退庁の促進に合わせた節電の呼びかけ		
		<定性的指標> ◇業務経費削減率（前年度比1%以上）の達成状況を踏まえた経費の削減状況		<評定と根拠> 評定：B 根拠：業務経費は各年度とも前年度比1%以上削減しており、計画における所期の目標を満たしている。 <各事業年度の評価結果> 令和2年度：B 令和3年度：B 令和4年度：B 令和5年度：B 令和6年度：B	(1) 業務経費は各年度とも前年度比1%減となっており、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
	(2) 業務運営コストの縮減に当たっては、次の取組を行う。 ① 関連規程等に基づき積極的にアウトソーシングを実施する。		(2) 業務運営コストの縮減に当たっては、次の取組を行った。 ① 「アウトソーシング実施規程」に基づき、外部委託することにより業務運営の効率化に資するものとして、次に掲げる業務についてアウトソーシングを行い、業務の効率化を図った。 ・かび毒分析用混合標準液の調製作業（令和2年度～令和6年度） ・残留農薬分析用混合標準液の調製作業（令和2年度～令和6年度） ・メールマガジンの配信作業（令和2年度～令和6年度） ・広報誌の発送作業（令和2年度～令和6年度） ・広報誌の編集作業（令和2年度～令和4年度） ・広報誌の印刷作業（令和5年度～令和6年度） ・消費者の意識アンケート調査表の発送及び回答の集計作業（令和6年度）		指標のない(2)の業務運営コストの縮減のための取組については計画のとおり適切に実施していると評価する。

		② 設置している分析機器等については、その稼働状況や不具合の有無等の調査を定期的に行い、調査結果に基づいて他のセンター等への移設や他の検査等業務での有効活用を図るとともに、更新時期の延長等に資するため、効果的な保守点検を行う。 ③ 環境配慮・無駄削減推進委員会において、一般管理費について経費削減の余地がないか等の見直しを引き続き行い、無駄削減の取組目標を定め、厳格な自己評価を行う。		② 分析機器等については、稼働状況を踏まえ、センター内で集約化を実施するとともに、更新時期の延長等に資するため、点検等に係る統一的な基準である「FAMICにおける分析機器整備・管理方針」を定め、分析機器ごとに点検頻度を設定し、また、点検頻度内であっても、稼働日数が基準に満たない場合は、点検対象外とし、効果的な保守点検を行った。 ③ 環境配慮・無駄削減推進委員会において、一般管理費について経費削減の余地がないか等の見直しを引き続き行い、無駄削減の取組目標を定め取り組んだ。また、毎年度末に当該年度の達成状況を委員会に報告し自己評価を行った。 (別添3 参照)		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報																	
第2－2		人件費の削減等															
当該項目の重要度、難易度		－	関連する政策評価・行政事業レビュー		政策評価書：事前分析表農林水産省 行政事業レビューシート事業番号 (※R6 は予算事業 ID)		2-④ 0002	3-④ 0069	4-④ 0080	5-④ 0053 003181 ※							
2. 主要な経年データ																	
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考情報)									
人件費の削減	人件費(前年度 予算額以下)	－	予算額：4,480,928 千円 実績額：4,274,329 千円	予算額：4,467,853 千円 実績額：4,342,233 千円	予算額：4,424,395 千円 実績額：4,188,163 千円	予算額：4,471,488 千円 実績額：4,264,199 千円	予算額：4,531,584 千円 実績額：4,257,681 千円	※ 予算額は、新規・拡充業務に伴う増員 分及び人事院勧告を踏まえた給与改定部 分を含む。									
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																	
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価											
				業務実績	自己評価												
	各事業年度の年度目標、事業計画の詳細は別添2参照		○人件費の削減等 中項目の評定は、 小項目別(◇)の評 定結果の積み上げ により行うものと する。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目1(項目)×2点(B)=2点 B：基準点(2)×9/10≦各小項目の合計点(2)<基準点(2)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施した。		評定	B										
	2 人件費の削減等 給与水準については、「独 立行政法人改革等に関する 基本的な方針」(平成25年 12月24日閣議決定)を踏ま え、国家公務員の給与を参 酌するとともに、役職員の 給与の在り方について検証 し、その検証結果や取組状 況をホームページにおいて	2 人件費の削減等 給与水準については、「独立 行政法人改革等に関する基 本的な方針」(平成25年12 月24日閣議決定)を踏ま え、国家公務員の給与を参 酌するとともに、役職員の 給与の在り方について検証 し、その検証結果や取組状 況をホームページにおいて 公表するとともに、総人件 費を前年度以下とする。た だし、新規・拡充業務に伴	<定性的指標> ◇人件費(前年度予 算額以下)の達成 状況を踏まえた 削減状況	<主要な業務実績> 給与水準については、「独立 行政法人改革等に関する基 本的な方針」(平成25年12 月24日閣議決定)を踏ま え、国家公 務員の給与を参酌し、国と 同水準を維持しており、令 和2年 度～令和6年度のラスパ イレース指数(事務・技術 職員)は次の とおりであった。 <table><tr><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td></tr><tr><td>97.8</td><td>97.4</td><td>96.7</td><td>96.6</td><td>96.2</td></tr></table> 役職員の報酬・給与等につ いては、報酬水準の妥当性 に係る 検証結果や取組状況につ いて令和2年度～令和6年 度分をホ	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	97.8	97.4	96.7	96.6	96.2	<評定と根拠> 評定：B 根拠：給与水準につ いては、各年度とも国と 同水準を維持するとと もに、各事業年度の人 件費は前度予算額以下 であり、計画における 所期の目標を満たし ている。 <各事業年度の評価	人件費については、前 年度の予算額以下に削 減しており、目標の水 準を満たしていると認 められる。(評定：B) また、給与水準につ いては、役職員の給与 改定に当たって、「公務 員の給与改定に関する 取扱いについて」を踏 まえ職	
2年度	3年度	4年度	5年度	6年度													
97.8	97.4	96.7	96.6	96.2													

公表するとともに、総人件費を前年度以下とする。 また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（毎年度閣議決定）に基づき適切に実施する。	う増員分、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）、非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。 また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（毎年度閣議決定）を踏まえ、適切に対応する。		ホームページにおいて公表した。 また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（閣議決定）等を踏まえ、職員給与規程を改正し、一般職員俸給表の改訂、勤勉手当及び期末特別手当の支給割合の改訂等を行ったところである。 令和２年度～令和６年度の常勤職員数、人件費及び人件費削減率は次のとおりであり、各年度とも人件費を前年度予算額以下の削減を達成した。 <table><tr><th colspan="5">常勤職員数</th></tr><tr><th>２年度</th><th>３年度</th><th>４年度</th><th>５年度</th><th>６年度</th></tr><tr><td>634 名</td><td>641 名</td><td>626 名</td><td>637 名</td><td>625 名</td></tr></table> ※ 独立行政法人通則法第 60 条の規定による常勤職員数の国会報告基準日である。 <table><tr><th></th><th>前年度予算額 ※</th><th>実績額</th><th>削減率</th></tr><tr><td>令和２年度</td><td>4,456 百万円</td><td>4,274 百万円</td><td>4.1%</td></tr><tr><td>令和３年度</td><td>4,481 百万円</td><td>4,342 百万円</td><td>3.1%</td></tr><tr><td>令和４年度</td><td>4,468 百万円</td><td>4,188 百万円</td><td>6.2%</td></tr><tr><td>令和５年度</td><td>4,424 百万円</td><td>4,264 百万円</td><td>3.6%</td></tr><tr><td>令和６年度</td><td>4,471 百万円</td><td>4,258 百万円</td><td>4.8%</td></tr></table> ※ 新規・拡充業務に伴う増員分及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を含む。	常勤職員数					２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	634 名	641 名	626 名	637 名	625 名		前年度予算額 ※	実績額	削減率	令和２年度	4,456 百万円	4,274 百万円	4.1%	令和３年度	4,481 百万円	4,342 百万円	3.1%	令和４年度	4,468 百万円	4,188 百万円	6.2%	令和５年度	4,424 百万円	4,264 百万円	3.6%	令和６年度	4,471 百万円	4,258 百万円	4.8%	結果＞ 令和２年度：Ｂ 令和３年度：Ｂ 令和４年度：Ｂ 令和５年度：Ｂ 令和６年度：Ｂ	員給与規程を改正する等、国と同水準が維持されており適切なものとなっている。
常勤職員数																																												
２年度	３年度	４年度	５年度	６年度																																								
634 名	641 名	626 名	637 名	625 名																																								
	前年度予算額 ※	実績額	削減率																																									
令和２年度	4,456 百万円	4,274 百万円	4.1%																																									
令和３年度	4,481 百万円	4,342 百万円	3.1%																																									
令和４年度	4,468 百万円	4,188 百万円	6.2%																																									
令和５年度	4,424 百万円	4,264 百万円	3.6%																																									
令和６年度	4,471 百万円	4,258 百万円	4.8%																																									

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報												
第2－3		調達等合理化の取組										
当該項目の重要度、難易度		－		関連する政策評価・行政事業レビュー		政策評価書：事前分析表農林水産省 行政事業レビューシート事業番号 (※R6 は予算事業 ID)		2-④ 0002	3-④ 0069	4-④ 0080	5-④ 0053	6-④ 003181 ※

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
調達等合理化の取組(一者応札・応募等の改善)	競争性のある契約に占める一者応札・応募割合	過去3年間の平均値以下	39%	32%	23%	－	－		
	一者応札・応募等の改善状況	－	－	－	－	一者応札・応募となった契約(30件)のうち、「4. その他参考情報」に示す基準に該当しないと判断された契約は8件あった。	一者応札・応募となった契約(28件)のうち、「4. その他参考情報」に示す基準に該当しないと判断された契約は2件あった。		
調達等合理化の取組(随意契約によりことができる事由の明確化)	随意契約によりことができる事由の明確化	－	22件 契約監視委員会による事後評価の実施	21件 契約監視委員会による事後評価の実施	21件 契約監視委員会による事後評価の実施	25件 契約監視委員会による事後評価の実施	20件 契約監視委員会による事後評価の実施		
調達等合理化の取組(契約監視委員会における点検・見直しの状況)	契約監視委員会における点検・見直しの状況	－	いずれも事由について契約監視委員会による事後評価を受け、妥当性が確認されている。	いずれも事由について契約監視委員会による事後評価を受け、妥当性が確認されている。	いずれも事由について契約監視委員会による事後評価を受け、妥当性が確認されている。	いずれも事由について契約監視委員会による事後評価を受け、妥当性が確認されている。	いずれも事由について契約監視委員会による事後評価を受け、妥当性が確認されている。		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
	以下の事業計画の実施にあたっては、法人の効率的な運営に資するため、人材、施設及び経費の活用において、各職員が自身の業務を点検し常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	○契約の点検・見直し 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目3(項目)×2点(B)＝6点 B：基準点(6)×9/10≦各小項目の合計点(6)<基準点(6)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。		評定	B
<評定に至った理由> 3の小項目のうちBが3項目であり、小項目を積み上げた項目別評定はBであったため。 ※小項目の点数の計算						

			<業務の評価> 全体として、事業計画に基づいて的確に実施している。	結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には、次のとおり。
4 調達等合理化の取組 調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、以下の取組を行う。 (1) 契約については原則一般競争入札とし、一者応札・応募等の改善に不断に取り組む。	4 調達等合理化の取組 公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行う。 (1) 調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等に基づき策定する「調達等合理化計画」を着実に実施する。		<主要な業務実績> 公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行った。 (1) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等に基づき、「調達等合理化計画」を毎年度策定し、実施した。	

	(2) 一般競争入札については、幅広く周知し、仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等の改善に不断に取り組み、一層の競争性が確保されるように努める。	【令和2年度～令和4年度】 <定性的指標> ◇競争性のある契約に占める一者応札・応募割合（過去3年間の平均値以下）を踏まえた競争性の確保・改善状況 【令和5年度～令和6年度】 <定性的指標> ◇一者応札・応募等の改善状況※ ※ 詳細は「4. その他参考情報」に記載	【令和2年度～令和4年度（左記指標にて評価）】 (2) 一者応札・応募の改善については、これまでのメールマガジン等を活用した調達情報の提供、仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等の取組に加え応札に参加しなかった事業者からのアンケートを分析し入札に反映することなどにより、一者応札・応募の割合の低減に努めた。 <table><tr><td></td><td>基準値※1</td><td>一者応札の割合(実績値)</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>45%以下</td><td>38.8%</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>44%以下</td><td>32.0%</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>42%以下</td><td>22.8%</td></tr></table> ※基準値は、年度目標策定時において実績が確定している過去3年間の実績の平均値 【令和5年度・令和6年度（左記指標にて評価）】 (2) 一者応札・応募の改善に資するため、これまでのメールマガジン等を活用した調達情報の提供、仕様書の見直しや公告期間を十分確保、調達要求の集約化、ホームページへの調達予定情報の早期掲載、積極的な競争参加者の発掘に取り組んだものの、一者応札・応募となった件数のうち「4. その他参考情報」の記載を満たすことができなかった契約があった。詳細に原因を検証した結果、応札者確保のための取組について、改善の余地があると考えられる契約が確認されたため、契約を履行場所（地域）ごとの分割を検討したり、改めて仕様書を見直したりするなど、改善対策を講じている。その結果、令和5年度の8件から令和6年度は2件に減少している。 なお、外部有識者を交えた契約監視委員会において妥当性及び改善対策について審議及びフォローアップを行った結果、当該委員会における意見の具申や勧告はなかった。 今後も、一者応札・応募となった契約については、その理由の分析を遅滞なく行い、実効性のある改善対策を講じることとしている。		基準値※1	一者応札の割合(実績値)	令和2年度	45%以下	38.8%	令和3年度	44%以下	32.0%	令和4年度	42%以下	22.8%	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり調達等合理化計画に基づく一者応札・応募の改善に取り組んだ結果、令和2年度から令和4年度までは、一者応札・応募割合が過去3年間の平均値以下となった。また、令和5年度から令和6年度にかけては、「4. その他参考情報」に示す基準に該当せず、改善の余地がある契約が減少した。このことから、一者応札・応募の状況は改善しており、一般競争入札について一層の競争性が確保されている。 <各事業年度の評価結果> 令和2年度：B 令和3年度：B 令和4年度：B 令和5年度：C 令和6年度：B	(1) (2) 競争性のある契約に占める一者応札・応募割合について、事業者へのアンケートの分析等、競争性の確保に向けての取組が適切に行われていること。また、外部有識者を交えた契約監視委員会で審議及びフォローアップが行われる等、契約の公平性・透明性の確保の取組が行われていることから、目標の水準を満たしていると認められる。（評定：B）
	基準値※1	一者応札の割合(実績値)															
令和2年度	45%以下	38.8%															
令和3年度	44%以下	32.0%															
令和4年度	42%以下	22.8%															

(2) 随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成 26 年 10 月 1 日付け総管査第 284 号総務省行政管理局長通知)に基づき、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。	(3) 随意契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成 26 年 10 月 1 日付け総管査第 284 号総務省行政管理局長通知)に基づき、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。	＜定性的指標＞ ◇随意契約による ことができる事 由の明確化	＜主要な業務実績＞ (3) 随意契約については平成 27 年 7 月に改正した契約事務取扱規程に基づき、随意契約による事由を明確にした「随意契約理由書」により、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施するとともに、調達等合理化検討会において当該調達手続について点検を受けた。 また、毎年度策定した「調達等合理化計画」に基づき競争性のない随意契約の事由の明確化、公正性・透明性の確保に努め、いずれも取扱業者が特定され、競争の余地がないものとして、随意契約による事由を明確にし、当該事由については契約監視委員会において事後評価が行われ、その妥当性を確認した。	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：計画のとおり調達等合理化計画に基づく随意契約における事由の明確化等に適切に取り組んでおり、目標の水準を満たしている。 ＜各事業年度の評価結果＞ 令和 2 年度：B 令和 3 年度：B 令和 4 年度：B 令和 5 年度：B 令和 6 年度：B	(3) 随意契約について、契約事務取扱規程に随意契約によることができる事由を明確化して調達を実施しており、さらに検討会において当該調達手続の点検が行われていることから、目標の水準を満たしていると認められる。(評定：B)
(3) 契約については監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において公平性等が確保されているかの点検・見直しを行う。	(4) 契約については監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において公平性等が確保されているかの点検・見直しを行う。 (5) 調査研究業務に係る調達については、透明性を高める観点から、他の独立行政法人の優良な事例等を収集し、応用の可能性を検討する。	＜定性的指標＞ ◇契約監視委員会における点検・見直しの状況	＜主要な業務実績＞ (4) 契約監視委員会を毎年度 2 回開催し、個々の契約案件の事後点検を受けた。 併せて一者応札の改善方策についてフォローアップ等がなされた。 ① 毎年度 5 月：理事長が定める基準（新規の随意契約、2 か年連続の一者応札・応募など）に該当する個々の契約案件（前年度第 3～第 4 四半期分）の事後点検 ② 毎年度 12 月～1 月：理事長が定める基準に該当する個々の契約案件（当該年度第 1～第 2 四半期分）の事後点検 (5) 調査研究業務に係る調達について、平成 23 年 2 月に開催された「研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）」及び「同検証会議（関係法人）」における検討内容の情報収集を行うとともに、FAMIC での応用の可能性について検討を行った結果、新たに利用できる事例は見受けられなかった。	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：契約監視委員会の点検結果、フォローアップ内容を踏まえ、調達合理化を着実に推進しており、目標の水準を満たしている。 ＜各事業年度の評価結果＞ 令和 2 年度：B 令和 3 年度：B 令和 4 年度：B 令和 5 年度：B 令和 6 年度：B	(4) 契約監視委員会における公平性等の確保に関する点検・見直しについて、点検結果及びフォローアップの結果を踏まえて調達の合理化を推進していることから、目標の水準を満たしていると認められる。(評定：B)

	【令和2年度～令和4年度】 (6) 密接な関係にあると考えられる法人と契約する場合には、契約締結日、契約先の名称、契約金額等の情報に併せ、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況をホームページで公表する。 (7) 「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく公表及び点検・見直しを着実に実施する。		【令和2年度～令和4年度】 (6) FAMIC で管理監督の地位にあった者が再就職しており、かつ、FAMIC との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている法人と契約した場合には、平成23年7月1日の入札公告等に係る契約からFAMICのホームページで公表することとしており、該当する契約はなかった。 (7) 「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づき、各事業年度の公益法人への支出状況等をホームページに公表した。なお、農林水産省によるFAMIC から公益法人への支出に係る点検の結果、見直しを行う必要のある支出はなかった。		
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報	
※ ①及び②を満たすこと。 ① 一者応札・応募等がないこと。 ただし、以下のアからエに該当する場合を除く。 ア 「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）記の1. (2) ②ロ（ロ）に掲げる公募を行った契約であって、その公募の結果一者応募となったもの イ 次年度契約を行わないことが明らかなもの ウ 研究開発に係る契約であって、研究目標達成のため次年度以降も契約の相手方が同一と見込まれるもの エ 前々年度（同一の年度に数次にわたって契約を行っているものについては、前々回。）の契約において一者応札・応募等となり、かつ、契約監視委員会の審査を経た一者応札・応募等の改善策を実施したにもかかわらず、前年度の入札の結果一者応札・応募等となったものであって、改善の余地が見込まれないとして契約監視委員会の承認を得たもの ② 契約監視委員会における意見の具申又は勧告がないこと。	

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第2－4	情報システムの整備及び管理							
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 行政事業レビューシート事業番号 (※R6 は予算事業 ID)	2-④ 0002	3-④ 0069	4-④ 0080	5-④ 0053	6-④ 003181 ※

2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
情報システムの整備及び管理	PMO の設置等の検討状況	－	－	－	令和5年4月1日からPMOを設置することとした。	－	－	
	情報システムの整備及び管理の取組	－	－	－	－	PMO を設置し、適切に運用	PMO を設置し、適切に運用	
情報システムの整備及び管理(情報システム整備に係る投資対効果の精査結果)	情報システム整備に係る投資対効果の精査結果	－	－	－	投資対効果を精査のうえ、法人文書管理システムを導入し、令和5年度から運用できるようにした。	－	－	
情報システムの整備及び管理(クラウドサービスの活用実績)	クラウドサービスの活用実績	－	－	－	勤怠管理システム、法人文書管理システムに加え、クラウド型業務アプリ開発ツールを導入し、令和5年度から運用できるようにした。	－	－	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
各事業年度の年度目標、事業計画の詳細は別添2参照		<定量的指標> ○情報システムの整備及び管理 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目3(項目)×2点(B)=6点 B：基準点(6)×9/10≦各小項目の合計点(6)<基準点(2)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画の所期の目標を達成した。		評定 B	<評定に至った理由> 3の小項目のうちBが項目であり、積み上げた項目別評定はBであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。

5 情報システムの整備及び管理 【令和4年度限り】 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を検討する。 【令和5年度以降】 令和5年4月1日から設置したPMOを適切に運用する。	5 情報システムの整備及び管理 【令和4年度限り】 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備の検討する。 【令和5年度以降】 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するPMOを適切に運用し、必要に応じ運用体制の見直しを行う。	<定性的指標> ◇PMOの設置等の検討状況 <定性的指標> ◇情報システムの整備及び管理の取組状況	【令和4年度（左記指標にて評価）】 <主要な業務実績> 理事（総合調整）を中心にFAMIC全体を俯瞰しつつ、組織横断的に情報システム整備及び管理に係る新体制を検討するための「情報システムに係るPMO及びPJMOに関する検討チーム」（令和4年6月9日第3回役員会決定）を設置し、4回にわたって議論を行い、最終報告書を第8回役員会（令和4年9月5日開催）に報告した。 - 消費安全情報部長を廃止し、理事長直轄の「情報システム・セキュリティ統括官」を新設することにより、FAMICが保有するシステムの管理及び情報システムの整備を推進する部門の検討の支援を行う体制を強化した。 - 消費安全情報部を廃止し、理事長直轄の「情報システム・セキュリティ統括チーム」を新設することにより、権限を集約化しFAMIC全体のシステム管理体制を強化。また、これまで消費安全情報部が行っていた広報に関連する業務を広報課に移管することにより、整理合理化を図った。 【令和5年度～令和6年度（左記指標にて評価）】 <主要な業務実績> 令和5年4月1日付けで設置したPMOについて、FAMIC LANシステムを構成するサーバ更新に関する当初予算要求及び補正予算要求作業においてPJMOに対して助言を行うなど適切に運用した。 また、情報システムの整備及び管理に関する委員会において長期的な情報システムの整備方針を決定するに当たり、PJMOに対して助言を行うなど適切に運用した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等、組織再編を行い、専門性を確保するための体制を構築したことから、目標の水準を満たしている。 <各事業年度の評価結果> 令和4年度：B 令和5年度：B 令和6年度：B	令和5年4月1日からPMOを設置し、PJMOに対して助言を行うなど適切に運用していることから、目標の水準を満たしていると認められる。（評定：B）
--	---	---	---	--	---

【令和4年度限り】 また、文書管理システムの整備に当たっては、投資対効果を精査のうえ、クラウドサービスの活用を検討する。	【令和4年度限り】 また、文書管理システムの整備に当たっては、投資対効果を精査のうえ、クラウドサービスの活用を検討する。	<定性的指標> ◇情報システム整備に係る投資対効果の精査結果	【令和4年度（左記定性的指標にて評価）】 <主要な業務実績> 文書管理システムの整備にあたり、投資対効果を精査のうえクラウドサービスの活用の検討を行い、法人文書管理システムを導入し、令和5年度から運用できるようにした。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：投資対効果を精査のうえ、所用の情報システムの整備を行ったため、目標の水準を満たしている。 <各事業年度の評価結果> 令和4年度：B	情報システムの整備に係る投資対効果について精査の上システムを導入していることから、目標の水準を満たしていると認められる。（評定：B）
		<定性的指標> ◇クラウドサービスの活用実績	【令和4年度（左記定性的指標にて評価）】 <主要な業務実績> 肥飼料安全検査部において、情報共有ツールとしてクラウド型業務アプリ開発ツールを導入し、令和5年度から運用できるようにした。また、整備した法人文書管理システムに加え、引き続きクラウドによる勤怠管理システムの活用を行っていく。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：FAMICシステムのクラウドの活用が推進されており、目標の水準を満たしている。 <各事業年度の評価結果> 令和4年度：B	クラウドサービスの活用についてシステム導入時に検討を実施し、令和4年度に導入したすべてのシステムにクラウドサービスを活用していることから、目標の水準を満たしていると認められる。（評定：B）

4. その他参考情報

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの総合評定の具体的な評価基準（効率化評価）

(1) 小項目の評定方法

主務省令期間の各年度目標及び事業計画において定められている具体的目標と業務実績を勘案し、主務省令期間の事業計画の達成度について、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すものとして、評定に当たっては重要度、困難度、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。

S：法人の業績向上努力により、目標の水準を質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（困難度を高く設定した目標について、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。）。

A：法人の業績向上努力により、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる（困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。）。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、その業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合を含む、抜本的な業務の見直しを求める。

(2) 中項目の評定方法

中項目の評定は、小項目別の評定結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点の区分により小項目の評定結果を点数化した上で、中項目については、A、B、C、Dの下記により4段階の評語を付すものとし、重要度、困難度、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。

ただし、A評定とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められるときはS評定とすることができる。

A：基準点 $\times 12 / 10 \leq$ 各小項目の合計点

B：基準点 $\times 9 / 10 \leq$ 各小項目の合計点 $<$ 基準点 $\times 12 / 10$

C：基準点 $\times 5 / 10 \leq$ 各小項目の合計点 $<$ 基準点 $\times 9 / 10$

D：各小項目の合計点 $<$ 基準点 $\times 5 / 10$

※ 「基準点」とは、「小項目の数 $\times 2$ 点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。

(3) 総合評定の方法

① 総合評定は、中項目別の評定結果の積み上げにより行うものとする。その際、各中項目につきS：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点の区分により中項目の評定結果を点数化した上で、下記によりA、B、C、Dの4段階の評語を付すものとする。

② ①において、A評定とした場合には、各中項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められるときはS評定とすることができる。

A：基準点 $\times 12 / 10 \leq$ 各中項目の合計点

B：基準点 $\times 9 / 10 \leq$ 各中項目の合計点 $<$ 基準点 $\times 12 / 10$

C：基準点 $\times 5 / 10 \leq$ 各中項目の合計点 $<$ 基準点 $\times 9 / 10$

D：各中項目の合計点 $<$ 基準点 $\times 5 / 10$

※ 「基準点」とは、「中項目の数 $\times 2$ 点」とし、「合計点」とは、「中項目の点数の合計値」とする。

③ ①及び②を踏まえ、政策上の要請や情勢の変化等、全体評定に影響を与える事象を加味した上で、評語を付して総合評定を行う。その際、法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じて①及び②で算出された基礎に基づく評定よりさらに引下げを行うなど、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条の2第1項に基づき総務大臣が定めた独立行政法人の評価に関する指針（平成26年9月2日総務大臣決定）を踏まえて評定を行う。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項

1 業務運営コストの縮減

(年度ごとに異なる記載箇所にはアンダーラインを添付)

年度目標（令和2年度）	事業計画（令和2年度）
運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（合同庁舎維持等分担金及び消費者物価指数による影響額を除く。）については少なくとも令和元年度比3%以上の抑制、業務経費（消費者物価指数による影響額を除く。）については<u>少なくとも令和元年度比1%以上の抑制</u>をすることを目標に削減する。 【中期的な観点から参考となるべき事項】 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（合同庁舎維持等分担金を除く。）及び業務経費の削減を継続的に行う。	(1) 運営費交付金を充当して行う事業について、<u>少なくとも令和元年度比</u>で一般管理費（合同庁舎維持等分担金等を除く。）を3%以上、業務経費（消費者物価指数による影響額を除く。）を1%以上抑制することを目標に、(2)による業務の見直し及び効率化を進める。 (2) 業務運営コストの縮減に当たっては、次の取組を行う。 ① 関連規程等に基づき積極的にアウトソーシングを実施する。 ② 設置している分析機器等については、その稼働状況や不具合の有無等の調査を定期的に行い、調査結果に基づいて他のセンター等への移設や他の検査等業務での有効活用を図るとともに、更新時期の延長等に資するため、効果的な保守点検を行う。 ③ 環境配慮・無駄削減推進委員会において、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い、無駄削減の取組目標を定め、厳格な自己評価を行う。

年度目標（令和3年度）	事業計画（令和3年度）
運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（合同庁舎維持等分担金及び消費者物価指数による影響額を除く。）については<u>令和2年度比</u>3%以上の抑制、業務経費（消費者物価指数による影響額を除く。）については<u>令和2年度比</u>1%以上の抑制をすることを目標に削減する。 【中期的な観点から参考となるべき事項】 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（合同庁舎維持等分担金を除く。）及び業務経費の削減を継続的に行う。	(1) 運営費交付金を充当して行う事業について、<u>令和2年度比</u>で一般管理費（合同庁舎維持等分担金<u>及び消費者物価指数による影響額</u>を除く。）を3%以上、業務経費（消費者物価指数による影響額を除く。）を1%以上抑制することを目標に、(2)による業務の見直し及び効率化を進める。 (2) 業務運営コストの縮減に当たっては、次の取組を行う。 ① 関連規程等に基づき積極的にアウトソーシングを実施する。 ② 設置している分析機器等については、その稼働状況や不具合の有無等の調査を定期的に行い、調査結果に基づいて他のセンター等への移設や他の検査等業務での有効活用を図るとともに、更新時期の延長等に資するため、効果的な保守点検を行う。 ③ 環境配慮・無駄削減推進委員会において、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い、無駄削減の取組目標を定め、厳格な自己評価を行う。

年度目標（令和4年度）	事業計画（令和4年度）
運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（合同庁舎維持等分担金及び消費者物価指数による影響額を除く。）については<u>令和3年度比</u>3%以上の抑制、業務経費（消費者物価指数による影響額を除く。）については<u>令和3年度比</u>1%以上の抑制をすることを目標に削減する。 【中期的な観点から参考となるべき事項】 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（合同庁舎維持等分担金を除く。）	(1) 運営費交付金を充当して行う事業について、<u>令和3年度比</u>で一般管理費（合同庁舎維持等分担金<u>及び消費者物価指数による影響額</u>を除く。）を3%以上、業務経費（消費者物価指数による影響額を除く。）を1%以上抑制することを目標に、(2)による業務の見直し及び効率化を進める。 (2) 業務運営コストの縮減に当たっては、次の取組を行う。 ① 関連規程等に基づき積極的にアウトソーシングを実施する。 ② 設置している分析機器等については、その稼働状況や不具合の有無等の調査を定期的に行い、調査結果に基づいて他のセンター等への移設や他の検査等業務での有効活用を図るとともに、更新時期の延長等に資するため、効果的な保守点検を行う。 ③ 環境配慮・無駄削減推進委員会において、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い、無駄削減の取組目標を定め、厳格な自己評価を行う。

及び業務経費の削減を継続的に行う。	
-------------------	--

年度目標（令和5年度）	事業計画（令和5年度）
運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（合同庁舎維持等分担金及び消費者物価指数による影響額を除く。）については令和4年度比3%以上の抑制、業務経費（消費者物価指数による影響額を除く。）については令和4年度比1%以上の抑制をすることを目標に削減する。 【中期的な観点から参考となるべき事項】 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（合同庁舎維持等分担金を除く。）及び業務経費の削減を継続的に行う。	(1) 運営費交付金を充当して行う事業について、令和4年度比で一般管理費（合同庁舎維持等分担金及び消費者物価指数による影響額を除く。）を3%以上、業務経費（消費者物価指数による影響額を除く。）を1%以上抑制することを目標に、(2)による業務の見直し及び効率化を進める。 (2) 業務運営コストの縮減に当たっては、次の取組を行う。 ① 関連規程等に基づき積極的にアウトソーシングを実施する。 ② 設置している分析機器等については、その稼働状況や不具合の有無等の調査を定期的に行い、調査結果に基づいて他のセンター等への移設や他の検査等業務での有効活用を図るとともに、更新時期の延長等に資するため、効果的な保守点検を行う。 ③ 環境配慮・無駄削減推進委員会において、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い、無駄削減の取組目標を定め、厳格な自己評価を行う。

年度目標（令和6年度）	事業計画（令和6年度）
運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（合同庁舎維持等分担金及び消費者物価指数による影響額を除く。）については令和5年度比3%以上の抑制、業務経費（消費者物価指数による影響額を除く。）については令和5年度比1%以上の抑制をすることを目標に削減する。 【中期的な観点から参考となるべき事項】 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（合同庁舎維持等分担金を除く。）及び業務経費の削減を継続的に行う。	(1) 運営費交付金を充当して行う事業について、令和5年度比で一般管理費（合同庁舎維持等分担金及び消費者物価指数による影響額を除く。）を3%以上、業務経費（消費者物価指数による影響額を除く。）を1%以上抑制することを目標に、(2)による業務の見直し及び効率化を進める。 (2) 業務運営コストの縮減に当たっては、次の取組を行う。 ① 関連規程等に基づき積極的にアウトソーシングを実施する。 ② 設置している分析機器等については、その稼働状況や不具合の有無等の調査を定期的に行い、調査結果に基づいて他のセンター等への移設や他の検査等業務での有効活用を図るとともに、更新時期の延長等に資するため、効果的な保守点検を行う。 ③ 環境配慮・無駄削減推進委員会において、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い、無駄削減の取組目標を定め、厳格な自己評価を行う。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項

2 人件費の削減等

年度目標（令和２年度）	事業計画（令和２年度）
給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与の<u>あり方</u>について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を<u>令和元年年度</u>以下とする。 また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（<u>令和元年10月11日</u>閣議決定）に基づき適切に実施する。 【中期的な観点から参考となるべき事項】 引き続き業務の見直し及び効率化を進め、人件費について削減していく。 ただし、新規・拡充業務に伴う増員分、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）、非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。	給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与の<u>あり方</u>について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を<u>令和元年年度</u>以下とする。ただし、新規・拡充業務に伴う増員分、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）、非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。 また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（<u>令和元年10月11日</u>閣議決定）を踏まえ、適切に対応する。

年度目標（令和３年度）	事業計画（令和３年度）
給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与の<u>在り方</u>について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を<u>令和２年度</u>以下とする。 また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（<u>令和２年11月6日</u>閣議決定）に基づき適切に実施する。 【中期的な観点から参考となるべき事項】 引き続き業務の見直し及び効率化を進め、人件費について削減していく。 ただし、新規・拡充業務に伴う増員分、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）、非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。	給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与の<u>在り方</u>について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を<u>令和２年度</u>以下とする。ただし、新規・拡充業務に伴う増員分、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）、非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。 また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（<u>令和２年11月6日</u>閣議決定）を踏まえ、適切に対応する。

年度目標（令和４年度）	事業計画（令和４年度）
給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与の<u>在り方</u>について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を<u>令和３年度</u>以下とする。 また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（<u>令和</u>	給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与の<u>在り方</u>について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を<u>令和３年度</u>以下とする。ただし、新規・拡充業務に伴う増員分、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）、非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。 また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（<u>令和３年11月24日</u>閣議決定）を踏まえ、適切に対

3 年 11 月 24 日閣議決定）に基づき適切に実施する。 【中期的な観点から参考となるべき事項】 引き続き業務の見直し及び効率化を進め、人件費について削減していく。 ただし、新規・拡充業務に伴う増員分、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）、非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。	応ずる。
--	-------------

年度目標（令和 5 年度）	事業計画（令和 5 年度）
給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与の<u>在り方</u>について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を<u>令和 4 年度</u>以下とする。 また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（<u>令和 4 年 10 月 7 日閣議決定</u>）に基づき適切に実施する。 【中期的な観点から参考となるべき事項】 引き続き業務の見直し及び効率化を進め、人件費について削減していく。 ただし、新規・拡充業務に伴う増員分、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）、非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。	給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与の<u>在り方</u>について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を<u>令和 4 年度</u>以下とする。ただし、新規・拡充業務に伴う増員分、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）、非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。 また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（<u>令和 4 年 10 月 7 日閣議決定</u>）を踏まえ、適切に対応する。

年度目標（令和 6 年度）	事業計画（令和 6 年度）
給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与の<u>在り方</u>について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を<u>令和 5 年度</u>以下とする。 また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（<u>令和 5 年 10 月 20 日閣議決定</u>）に基づき適切に実施する。 【中期的な観点から参考となるべき事項】 引き続き業務の見直し及び効率化を進め、人件費について削減していく。 ただし、新規・拡充業務に伴う増員分、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）、非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。	給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与の<u>在り方</u>について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を<u>令和 5 年度</u>以下とする。ただし、新規・拡充業務に伴う増員分、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）、非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。 また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（<u>令和 5 年 10 月 20 日閣議決定</u>）を踏まえ、適切に対応する。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項

3 調達等合理化の取組

年度目標（令和２年度）	事業計画（令和２年度）
調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ公正かつ透明な調達<u>手続き</u>による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、以下の取組を行う。 （１）契約については原則一般競争入札として、一者応札・応募等の改善に不断に取り組む。 （２）随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成 26 年 10 月 1 日付け総管査第 284 号総務省行政管理局長通知）に基づき、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。 （３）契約については監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において公平性等が確保されているかの点検・見直しを行う。	公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行う。 （１）調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等に基づき策定する「調達等合理化計画」を着実に実施する。 （２）一般競争入札については、幅広く周知し、仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等の改善に不断に取り組み、一層の競争性が確保されるように努める。 （３）随意契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成 26 年 10 月 1 日付け総管査第 284 号総務省行政管理局長通知）に基づき、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。 （４）契約については監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において公平性等が確保されているかの点検・見直しを行う。 （５）調査研究業務に係る調達については、透明性を高める観点から、他の独立行政法人の優良な事例等を収集し、応用の可能性を検討する。 （６）密接な関係にあると考えられる法人与契約する場合には、<u>契約締結日、契約先の名称、契約金額等の情報に併せ、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況をホームページで公表する。</u> （７）「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定）に基づく公表及び点検・見直しを着実に実施する。

年度目標（令和３年度）	事業計画（令和３年度）
調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ公正かつ透明な調達<u>手続</u>による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、以下の取組を行う。 （１）契約については原則一般競争入札として、一者応札・応募等の改善に不断に取り組む。 （２）随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成 26 年 10 月 1 日付け総管査第 284 号総務省行政管理局長通知）に基づき、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。 （３）契約については監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において公平性等が確保されているかの点検・見直しを行う。	公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行う。 （１）調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等に基づき策定する「調達等合理化計画」を着実に実施する。 （２）一般競争入札については、幅広く周知し、仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等の改善に不断に取り組み、一層の競争性が確保されるように努める。 （３）随意契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成 26 年 10 月 1 日付け総管査第 284 号総務省行政管理局長通知）に基づき、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。 （４）契約については監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において公平性等が確保されているかの点検・見直しを行う。 （５）調査研究業務に係る調達については、透明性を高める観点から、他の独立行政法人の優良な事例等を収集し、応用の可能性を検討する。 （６）密接な関係にあると考えられる法人与契約する場合には、<u>契約締結日、契約先の名称、契約金額等の情報に併せ、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況をホームページで公表する。</u> （７）「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定）に基づく公表及び点検・見直しを着実に実施する。

年度目標（令和４年度）	事業計画（令和４年度）
-------------	-------------

調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ公正かつ透明な調達<u>手続</u>による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、以下の取組を行う。 （１）契約については原則一般競争入札として、一者応札・応募等の改善に不断に取り組む。 （２）随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成 26 年 10 月 1 日付け総管査第 284 号総務省行政管理局長通知）に基づき、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。 （３）契約については監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において公平性等が確保されているかの点検・見直しを行う。	公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行う。 （１）調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等に基づき策定する「調達等合理化計画」を着実に実施する。 （２）一般競争入札については、幅広く周知し、仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等の改善に不断に取り組み、一層の競争性が確保されるように努める。 （３）随意契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成 26 年 10 月 1 日付け総管査第 284 号総務省行政管理局長通知）に基づき、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。 （４）契約については監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において公平性等が確保されているかの点検・見直しを行う。 （５）調査研究業務に係る調達については、透明性を高める観点から、他の独立行政法人の優良な事例等を収集し、応用の可能性を検討する。 <u>（６）密接な関係にあると考えられる法人と契約する場合には、契約締結日、契約先の名称、契約金額等の情報に併せ、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況をホームページで公表する。</u> <u>（７）「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定）に基づく公表及び点検・見直しを着実に実施する。</u>
--	---

年度目標（令和 5 年度）	事業計画（令和 5 年度）
調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、<u>公正かつ透明な調達手続による、</u>適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、以下の取組を行う。 （１）契約については原則一般競争入札として、一者応札・応募等の改善に不断に取り組む。 （２）随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成 26 年 10 月 1 日付け総管査第 284 号総務省行政管理局長通知）に基づき、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。 （３）契約については監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において公平性等が確保されているかの点検・見直しを行う。	公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行う。 （１）調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等に基づき策定する「調達等合理化計画」を着実に実施する。 （２）一般競争入札については、幅広く周知し、仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等の改善に不断に取り組み、一層の競争性が確保されるように努める。 （３）随意契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成 26 年 10 月 1 日付け総管査第 284 号総務省行政管理局長通知）に基づき、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。 （４）契約については監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において公平性等が確保されているかの点検・見直しを行う。 （５）調査研究業務に係る調達については、透明性を高める観点から、他の独立行政法人の優良な事例等を収集し、応用の可能性を検討する。

年度目標（令和 6 年度）	事業計画（令和 6 年度）
調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、<u>公正かつ透明な調達手続による、</u>適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、以下の取組を行う。	公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行う。 （１）調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等に基づき策定する「調達等合理化計画」を着実に実施する。 （２）一般競争入札については、幅広く周知し、仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等の改善に不断に取り組み、一層の競争性が確保されるように努める。

(1) 契約については原則一般競争入札として、一者応札・応募等の改善に不断に取り組む。 (2) 随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知）に基づき、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。 (3) 契約については監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において公平性等が確保されているかの点検・見直しを行う。	るように努める。 (3) 随意契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知）に基づき、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。 (4) 契約については監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において公平性等が確保されているかの点検・見直しを行う。 (5) 調査研究業務に係る調達については、透明性を高める観点から、他の独立行政法人の優良な事例等を収集し、応用の可能性を検討する。
--	--

Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項

4 情報システムの整備及び管理

年度目標（令和２年度）	事業計画（令和２年度）
—	—

年度目標（令和３年度）	事業計画（令和３年度）
—	—

年度目標（令和４年度）	事業計画（令和４年度）
デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行う PJMO を支援する<u>ため、PMO の設置等の体制整備を検討する。</u> <u>また、文書管理システムの整備に当たっては、投資対効果を精査のうえ、クラウドサービスの活用を検討する。</u>	デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行う PJMO を支援する<u>ため、PMO の設置等の体制整備の検討する。</u> <u>また、文書管理システムの整備に当たっては、投資対効果を精査のうえ、クラウドサービスの活用を検討する。</u>

年度目標（令和５年度）	事業計画（令和５年度）
デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行う PJMO を支援する <u>PMO を適切に運用</u>する。	デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行う PJMO を支援する <u>PMO を適切に運用し、必要に応じ運用体制の見直しを行う。</u>

年度目標（令和６年度）	事業計画（令和６年度）
デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行う PJMO を支援する <u>PMO を適切に運用</u>する。	デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行う PJMO を支援する <u>PMO を適切に運用し、必要に応じ運用体制の見直しを行う。</u>

第2-2 業務運営コストの縮減状況

表 2-2-1 環境配慮・無駄削減推進委員会における経費削減の目標と達成状況

目 標	達成状況					
1(1) 光熱水量の削減の取組として、照明機器、事務機器、分析機器、空調設備等の効率的（消灯、省エネ設定、温度設定など）な使用により削減を図る。	光熱水量の削減を図る取組として、期間を通じて消灯の徹底、事務機器の省エネモードの設定、分析機器の原則使用時のみ通電、空調機器の温度設定（夏季 28 度、冬季 20 度（令和 6 年度は 19 度））、節水、ガス利用機器の効率的な使用など、貼り紙、メールで役職員への周知を図った結果、電気量、ガス量及び水道量の削減状況は次のとおりとなった。					
	電気量	(対前年度比)	ガス量	(対前年度比)	水道量	(対前年度比)
(令和元年度)	2,974 千 kW	—	89.2 千 m ³	—	7.1 千 m ³	—
令和 2 年度	2,903 千 kW	▲2.4%	82.4 千 m ³	▲7.6%	6.9 千 m ³	▲2.7%
令和 3 年度	2,945 千 kW	1.4%	83.2 千 m ³	0.9%	6.7 千 m ³	▲3.2%
令和 4 年度	2,728 千 kW	▲7.4%	69.6 千 m ³	▲16.3%	6.6 千 m ³	▲1.5%
令和 5 年度	2,717 千 kW	▲0.4%	59.9 千 m ³	▲14.0%	6.2 千 m ³	▲6.1%
令和 6 年度	2,607 千 kW	▲4.0%	53.5 千 m ³	▲10.7%	5.7 千 m ³	▲8.1%
	コピー用紙購入枚数の削減を図る取組について、貼り紙、メールで役職員へ周知する結果、コピー枚数の削減は次のとおりとなった。					
	コピー用紙購入	枚数	(対前年度比)			
(令和元年度)	1,454 箱	2,972 千枚	—			
令和 2 年度	1,200 箱	2,150 千枚	▲27.7%			
令和 3 年度	1,335 箱	2,450 千枚	▲14.0%			
令和 4 年度	1,077 箱	2,261 千枚	▲7.7%			
令和 5 年度	1,011 箱	—	▲6.1%			
令和 6 年度	885 箱	—	▲12.5%			
2 予算の計画的執行 計画的な予算執行を図るため、予算執行状況を定期的に点検し、その結果を実行配分に反映させる。	予算の執行管理に関しては、毎年度、予算及び決算について取扱方針を定め、この方針に則り、当初予算配分後は四半期ごとに予算執行の状況を把握しつつ、7 月に第 2 次配分、10 月に第 3 次配分を行った。第 3 四半期での最終配分にあたり、11 月に各セグメント単位での各担当者に執行状況の確認と執行見込みの把握を行い 12 月に第 4 次配分を実施し、適切な執行管理を年度末まで行った。					
3 職員の意識改革を促進するための取組	職員の意識改革を促進するため、期間を通じて次の取組を実施した。 (1) 複写機等使用時における両面印刷、ツーインワン等の活用、使用済み用紙の再利用、不要なカラーコピーの禁止、グループウェアの活用、Web 会議システム及びプロジェクターを活用した資料説明 (2) 節電への取組を啓発する貼り紙の掲示 (3) コピー用紙の購入実績及び電気使用実績を経年比較し、環境配慮・無駄削減推進委員会において検証					